

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市岩室観光施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 58 号

新潟市岩室観光施設条例の一部を改正する条例

新潟市岩室観光施設条例（平成 21 年新潟市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

施設名	使用料の額（円）		
	午前	午後	夜間
	午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時（伝統文化伝承館にあっては、午後 9 時）まで
企画展示室	2, 340	3, 900	1, 560
会議室	780	1, 300	520
伝統文化伝承館	3, 900	6, 500	5, 200

別表備考 3 中「600 円」を「780 円」に、「200 円」を「260 円」に、「1, 000 円」を「1, 300 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市岩室観光施設条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市岩室観光施設の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。